

岩手県告示第 229 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成 20 年 3 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 二戸市
- 2 事業の種類 二戸市立学校給食センター建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 岩手県二戸市似鳥字田中坪地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第 20 条第 1 号要件への適合性

申請に係る事業は、二戸市が、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）に基づき新設する学校給食センターであり、法第 3 条第 31 号に規定する「地方公共団体が設置する直接事業の用に供する施設」に該当する。

また、本体事業の施行に伴う附帯事業として行う職員等の駐車場の新設については、法第 3 条第 35 号に規定する事業に該当する。

従って、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第 20 条第 2 号要件への適合性

本件事業の起業者である二戸市は、学校給食法に基づく施設の設置者である。このことから本件事業を実施する権能を有していると認められる。

また、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

従って、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

現在二戸市の学校給食は二戸学校給食センター及び浄法寺学校給食センターの両施設をもって運営しており、二戸市内全ての小中学校の児童生徒・教職員に給食している。

学校給食施設の衛生管理については、平成 8 年度に発生した病原性大腸菌 O157 による集団食中毒を契機に、文部科学省が平成 9 年 4 月に「学校給食衛生管理の基準」を制定しており、本基準のなかで、調理場内は汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に区分することなど学校給食における衛生管理の徹底を図るための重要事項が示されている。

しかし、二戸学校給食センターは昭和 47 年に、浄法寺学校給食センターは昭和 55 年に建設された施設で、調理場内の汚染作業区域である食器洗浄場所と非汚染作業区域であるコンテナ保管場所が同一区画にあり区分されていないなど「学校給食衛生管理の基準」を満たしていない状況であり、また老朽化により補修しなければならない箇所が年々増えている。

両施設の現状については二戸保健所の学校給食施設点検指導でも指摘を受けているものの、施設の大幅な増改築等を要することから改善されておらず、食品の交差汚染等について危惧されている。

本事業は、老朽化した両施設を統合して「学校給食衛生管理の基準」を満たす学校給食センターを新設するものであり、学校給食の効率的な運営を可能にし、かつドライシステムの導入や汚染作業区域と非汚染作業区域の区分等により調理場の衛生管理が改善され、二戸市内全ての小中学校に安全・安心な食品を給食することを可能にする。

従って、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業地には、文化財保護法に定める埋蔵文化財包蔵地（大向Ⅱ遺跡）が所在するものの、史跡の指定はなく、埋蔵文化財センターから試掘調査の結果、遺構が発掘された場合には発掘調査及び遺跡の記録保存を行うよう回答を得ており、この回

答に基づき事業着手にあたっては適切な発掘調査に基づく遺跡の記録保存を行うこととしているため適切な措置を講じているものと認められる。

また、岩手県二戸地方振興局に確認し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられないとの回答を得ている。

従って、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地は、「学校給食衛生管理の基準」により給食する二戸市内 15 校の全ての小中学校に調理した食品を調理後 2 時間以内に給食できる場所に限られる。

よって、現在の二戸学校給食センターのほか、移転候補地として、点在する二戸市内小中学校のほぼ中心部に位置している安比川流域から 3 つの候補地を選定し、食品の搬入・搬出に係る道路交通事情、土地形状、周辺施設の状況、支障物件の状況、用地取得費及び工事費の経済性等から比較検討した結果、これらの条件を満たす最適な事業計画が策定されており、施設規模及び起業地の範囲については、必要最小限の範囲としていると判断される。

従って、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

さらに、附帯事業である職員等の駐車場新設については、施設の利用方法、規模等を総合的に判断すると適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。

従って、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

両施設とも老朽化により補修しなければならない箇所が年々増えており、また本事業の実施によって実現する「調理場の汚染作業区域と非汚染作業区域の区分」等の改善項目は「学校給食衛生管理の基準」で「早急に整備を図ることが必要な事項」と定められていることから、早急に行う必要があると認められる。

従って、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業に恒久的に供される範囲としていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると認められる。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 二戸市役所分庁舎